

『堺町本通地区』における景観形成の考え方及び行為の制限

地区の考え方

指定 H 6. 7.15 改正 H 8.11. 1 改正 H18. 2.15 改正 H21. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ① 旧百十三銀行小樽支店 ② 旧金子三三邸商店 ③ 岩手特許店 ④ 旧百十三銀行小樽支店 ⑤ 旧久保商店 ⑥ 旧木村倉庫 ⑦ 於古発川 ⑧ 本通第2線（堺町本通り） ⑨ 旧税務官邸 	<p>本通第2線（堺町本通り）の街並み</p>
地区面積 (約11.1ha)		
地区の概況	かつてのゆるやかに湾曲した海岸線に沿って築造された通りに面して、明治中期から後期にかけて建てられた商家や倉庫などを中心とした比較的低層な建物が軒を連ねている地区です。 現在は、歴史的建造物の保全・再生が進み、飲食店や物販店などに用途を変え、小樽ならではの独自の雰囲気を創り出しており、通りが湾曲していることから、次々と移り変わる街並みを楽しむことができます。 また、地区の北側に位置している於古発川沿いは、昔ながらの情緒あふれる雰囲気を醸し出しており、観光客が多く訪れる寿司屋通りへと続いています。	
景観形成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 明治中期から後期にかけて建てられた石造りや木造の低層な歴史的建造物が創り出す景観の保全に努めます。 ● 本通第2線（堺町本通り）や臨港線周辺、また於古発川沿いに残されている歴史的建造物などに配慮した街並みの形成に努めます。 	

行為の制限

建築物	形態・意匠	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道本通第2線（堺町本通り）沿いでは、現況道路境界線から5メートルの範囲は、10メートル以下とする。 ・ 上記以外の範囲では、25メートル以下とする。 ・ 登録歴史的建造物の隣接地では、これらと調和した高さとする。
		連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・ 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切妻、寄棟(5/10勾配を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配に合わせる。) などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
		軒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 ・ 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。
		腰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺と調和した形態とするよう努める。
	色彩	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓、格子窓などを設置するよう努める。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・ 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・ 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
	工作物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瓦葺き又は金属板葺きなどとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道本通第2線（堺町本通り）沿いでは、軟石や木などを基調とするよう努める。 ・ 上記以外の範囲では、周辺の歴史的建造物と調和した素材とするよう努める。 ・ 金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。 ・ 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・ 裏面の「色彩基準等」による。 	
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいにぎわいと活気のある街並みの創出に努める。 ・ 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・ 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・ 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所止める。 	
	さく垣など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 ・ 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 	
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・ 裏面の「色彩基準等」による。 		

色 彩 基 準 等

1. 色彩基準

①基調色(ベースカラー)

建築物等の外観（屋根を除く。）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。
ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

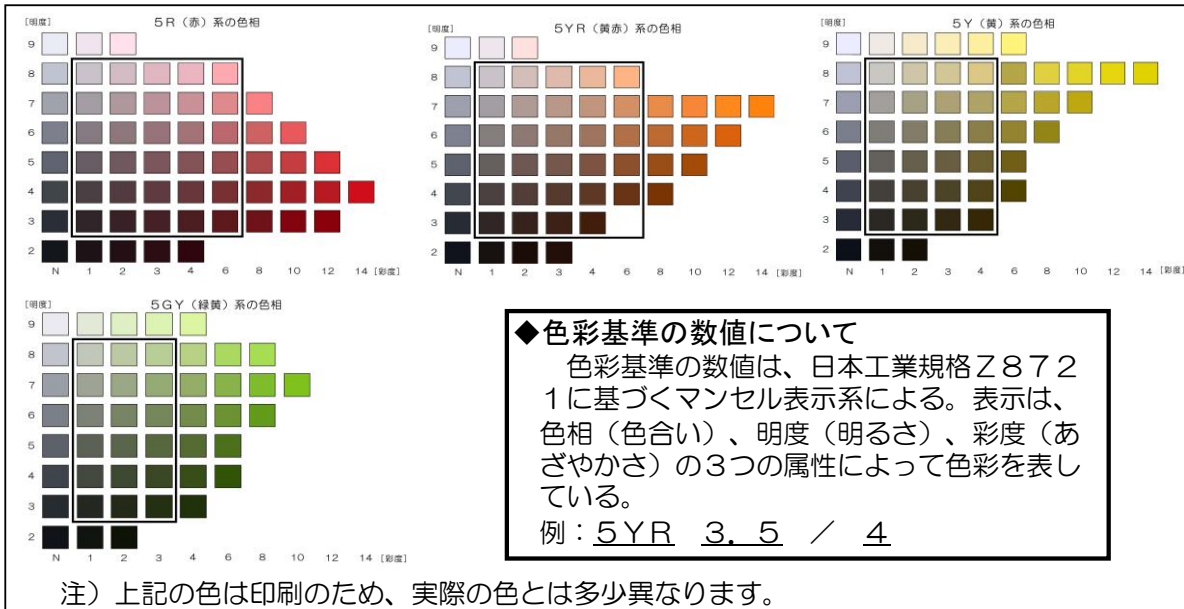
使用する色相	明度	彩度
5R～YR～2.5Y (2.5Yを含む)	3以上8以下とする。	0.5以上6以下とする。
2.5Y(2.5Yを含まない)～10Y(10Yを含む)		0.5以上4以下とする。
10Y(10Yを含まない)～10GY(10GYを含む)		0.5以上3以下とする。

②強調色(アクセントカラー)

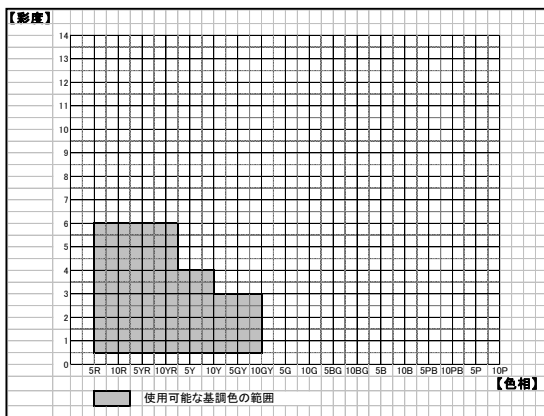
基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

2. 使用できる色彩

(1)代表的な色相



(2)彩度の範囲



(3)明度の範囲

